

奥出雲町世界農業遺産の保全及び活用に関する条例施行規則

〔 令和 7 年 9 月 2 5 日 〕  
〔 奥出雲町規則第 2 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奥出雲町世界農業遺産の保全及び活用に関する条例（令和 7 年奥出雲町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の届出)

第 2 条 条例第 8 条の規定による届出は、当該行為の着手 3 0 日前までに、農業遺産保全区域内行為届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、別表第 1 に掲げる行為の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、別表第 1 に掲げる縮尺で表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるときは、別表第 1 の右欄に掲げる図書の添付を省略させることができる。

(変更の届出)

第 3 条 前条の規定による届出を変更するときは、農業遺産保全区域内行為変更届出書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の変更届出は、前条第 2 項に規定する図書を添付しなければならない。

(行為の完了の届出)

第 4 条 第 2 条の規定による届出の行為が完了したときは、農業遺産保全区域内行為完了届（様式第 3 号）に完了後の状況を示す写真を添付して町長に提出するものとする。

(規則から外れる行為)

第 5 条 条例第 8 条第 2 号に規定する行為は、島根県屋外広告物条例（昭和 4 9 年島根県条例第 2 1 号）及び奥出雲町景観条例（平成 2 4 年奥出雲町条例第 2 号）の規制から外れるもののうち、原色等の華やかな色彩の建築物等の設置、塗り替え等、景観を阻害する恐れがある行為とする。

(行為の事前協議)

第6条 条例第9条の規定による届出は、当該行為の着手90日前までに、農業遺産保全区域内行為事前協議書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、別表第2に掲げる縮尺で表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

行為の種類	図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項等
ア 再生可能エネルギー一発電施設の設置	付近見取図	2, 500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	300分の1程度	方位、敷地の形状及び寸法、配電設備、駐車場等の外構計画
	平面図	200分の1程度	方位及び寸法、発電施設の位置
	立面図	200分の1程度	建築物又は工作物の高さ、各面の寸法、外壁の素材、彩色が施される立面図、看板サイン類等の計画
	現況写真		行為地を含む付近の形状がわかる写真
	公図		届出に係る範囲、地番及び所有者を記入すること
	完成予定図		周辺状況が分かる写真等に立面図等を合成
	土地登記事項証明書		事業区域内の土地のもの

	他法令による許認可を受けている場合はその写し		
	本人確認書類		法人の場合は、法人の登記書類
イ その他 の行為	付近見取図	2, 500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	200分の1程度	方位、敷地の形状及び寸法、物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	立体図	200分の1程度	建築物又は工作物の高さ、各面の寸法、外壁の素材、彩色が施される立面図、看板サイン類等の計画
	現状写真		行為地を含む付近の状況がわかる写真

別表第2（第6条関係）

図書		
種類	縮尺	明示すべき事項等
付近見取図	2, 500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
配置図	300分の1程度	方位、敷地の形状及び寸法、配電設備、駐車場等の外構計画
現況写真		行為地を含む付近の形状がわかる写真